

## 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.groundgolf.or.jp

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	『公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 中長期計画』という中長期基本計画を策定し、当協会HPにて公表している。 公開URL：https://www.groundgolf.or.jp/profile/tabid/250/Default.aspx 作成に当たっては、各都道府県協会に幅広く意見を募り、総務委員会、理事会、定時総会にて審議、策定した。	1. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 中長期計画 2. 2021年度定時総会議事録（決議省略）
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	人材の採用及び育成に関する計画を策定し、当協会HPにて公表している。 公開URL：https://www.groundgolf.or.jp/profile/tabid/250/Default.aspx 作成に当たっては、各都道府県協会に幅広く意見を募り、総務委員会、理事会、定時総会にて審議、策定した。	3. 人材の採用及び育成に関する計画 2. 2021年度定時総会議事録（決議省略）
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	財務の健全性確保に関する計画を策定し、当協会HPにて公表している。 公開URL：https://www.groundgolf.or.jp/profile/tabid/250/Default.aspx 作成に当たっては、各都道府県協会に幅広く意見を募り、総務委員会、理事会、定時総会にて審議、策定した。	4. 財務の健全性確保策 2. 2021年度定時総会議事録（決議省略）
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事は目標割合を25%以上とし、達成している。 女性理事は目標割合を40%以上とし、現状33.3%となっている。 委員会委員、普及指導員において、女性の登用、推薦を積極的に推奨し、女性活躍の場を拓き、女性理事の確保に繋げる。	5. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 役員名簿 1. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 中長期計画
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会は（公益）社団法人であるため、この項目は該当しない。	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	「アスリート委員会」としての委員会の設置予定はない。 グラウンド・ゴルフは生涯スポーツのモデルを目指して考案されたスポーツであり、楽しみ、生きがい、健康、交流などを重視してプレーすることを目的としている。従って、競技力を追求するアスリートの概念はない。なお、当協会において、各都道府県関係者（会長等役職者含む）はほぼ全てプレーヤーである。 「アスリート委員会」としての役割は、当協会の「普及事業委員会」（旧 交歓事業委員会）が担っており、少なくとも年1回以上、定期的に開催している。 委員は、各ブロックからグラウンド・ゴルフおよび協会運営に精通した人材の推薦により構成しており、適切な人選が行われている。 3つの委員会（総務・ルール等・普及事業）、理事会は、各ブロックからも選出しており、各委員会、理事会、事務局長会議、総会等においても、プレーヤーの意見が反映されている。 また、各ブロックの協議事項や意見は、ブロック選出理事を通して理事会に提案されており、組織運営に反映されている。	6. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 普及事業委員会規程 7. 普及事業委員会委員名簿 49. 2020年度第1回交歓事業委員会議事概要（文書提案） 50. 2021年度第1回交歓事業委員会議事概要（文書提案） 51. 2022年度第1回普及事業委員会議事概要（文書提案） 52. 2023年度第1回普及事業委員会議事概要
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	定款に基づき18名で理事会を構成している。適正な規模であると考えている。	8. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 定款 5. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員候補者選考規程において、理事の就任時の年齢に制限を設けている。	9. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 役員候補者選考規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	役員候補者選考規程において、在任年数の上限を設けている。 再び選任されるまでに必要な経過期間は定めていないことから、2024年度中に同規定を改定する。  【例外措置または小規模団体配慮措置】 在任期間が10年を超える役員が3名在任しているが、当該理事がIFの役員であること、また協会会員の年齢構成の大半を占める高齢者の健康問題に精通した専門家であることから承認している。 在任年数の上限については、今後検討する。	9. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 役員候補者選考規程 5. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 役員名簿 5. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 役員名簿 10. 役員候補者選考委員会 議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	理事会から独立した理事候補者選考委員会を設置し、候補者の選考を行っている。 役員候補者選考委員会の構成員に有識者を配置し、半数以上を現職の理事（外部理事を含む。）が占めていない。	9. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 役員候補者選考規程 10. 役員候補者選考委員会 議事録 53. 2024年度役員候補者選考委員会委員名簿
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理規定を整備している。	11. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 倫理規程
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	以下の規程を整備している。 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 会員規程 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 総務委員会規程 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 ルール等委員会規程 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 普及事業委員会規程 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 理事の職務権限規程 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 経理規程 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 契約処理細則 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 事務局規程 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 服務規程	12. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 会員規程 13. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 総務委員会規程 14. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 ルール等委員会規程 6. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 普及事業委員会規程 15. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 理事の職務権限規程 16. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 経理規程 17. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 契約処理細則 18. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 事務局規程 19. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 服務規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	以下の規程を整備している。 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 個人情報保護方針 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 個人情報保護規程 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 個人情報の取扱いに関する外部委託管理規程 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 公印規程 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 文書処理細則	20. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 個人情報保護方針 21. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 個人情報保護規程 22. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 個人情報の取扱いに関する外部委託管理規程 23. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 公印規程 24. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 文書処理細則
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	以下の規程を整備している。 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 役員の報酬等及び費用に関する規程 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 給与規程 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 職員退職給与規程	25. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 役員の報酬等及び費用に関する規程 26. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 給与規程 27. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 職員退職給与規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ④法人の財産に関する規程を整備してい るか	以下の規程を整備している。 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 基本財産管理規程 ・公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 特定費用準備資金等取扱規程	28. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ 協会 基本財産管理規程 29. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ 協会 特定費用準備資金等取扱規程
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備 しているか	財政的基盤は、会費、登録料および認定料が大半であるが、現在のところスポンサー契約を結ぶ 予定はない。	12. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ 協会 会員規程 54. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ 協会 指導者制度
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 に関する規程その他選手の権利保護に関 する規程を整備すること	「代表選手」に該当する者はいない。当協会にて選考することはない。	
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること	「審判員」に該当する者はいない。(ルール第15条) 協会独自の資格としての普及指導員については、指導者制度を整備しているが、「審判員」に類 する資格ではない。	30. グラウンド・ゴルフのルール
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士へ の相談ルートを確認するなど、専門家に 日常的に相談や問い合わせをできる体制 を確認すること	法律相談の全般として、法律事務所との顧問契約を締結し、専門家に日常的に相談や問い合わせ をできる体制を確認している。 また弁護士、医師等を役員、委員に委嘱し、日常的に相談できる体制を確認している。 役職員は門外があった場合に速やかに顧問弁護士に相談できる程度の法的知識を有している。	5. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協 会 役員名簿 13. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ 協会 総務委員会規程 31. 専門家のサポート体制 32. 総務委員会委員名簿 55. 法律顧問契約書
20	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	コンプライアンスに限定した委員会ではないが、コンプライアンスに関する審議を行う委員会 (総務委員会)を設置しており(第2条(5))、少なくとも年1回以上開催し、コンプライアンスの 強化等についても議題としている。 総務委員会はその他の委員会の統括的役割を持つ委員会であり、総務委員会の協議事項は理事会 に提案されている。 また、総務委員会の委員の構成に女性4名を含んでいる	13. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ 協会 総務委員会規程 32. 総務委員会委員名簿 56. 2021年度第3回総務委員会議事概要 (文書提案) 57. 2022年度第2回総務委員会議事概要 58. 2023年度第2回総務委員会議事概要 59. 2024年度第1回総務委員会議事概要
21	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員 に弁護士、公認会計士、学識経験者等の 有識者を配置すること	総務委員には、都道府県協会役員、プレーヤーに加え、弁護士を選任している。	13. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ 協会 総務委員会規程 32. 総務委員会委員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	独立した研修会ではないが、総会、事務局長会議など会議で取り上げ、事例を紹介し、年1回以上実施している。 機関紙で役職員を含む会員に向けてコンプライアンス教育を実施している。	33. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 2024年度定時総会 議事録 (5P4②) 34. グラウンド・ゴルフだより150号 (写) 48. 2024年度定時総会 60. 2024年度事務局長会議
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	独立した研修会ではないが、総会、事務局長会議などの中で取り上げ、事例を紹介し、年1回以上実施している。 機関紙で役職員を含む会員に向けてコンプライアンス教育を実施している。 普及指導員に向けて講習会で公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「ガバナンスガイドブック」を配布している。	33. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 2024年度定時総会 議事録 (5P4②) 34. グラウンド・ゴルフだより150号 (写) (2024年4月発行) 48. 2024年度定時総会 60. 2024年度事務局長会議 44. 2024年度1級普及指導員養成講習会・2024年度2級普及指導員養成講習会
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	「審判員」に該当する者はいない。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	専門家のサポートが必要な事項について、顧問弁護士、税理士から日常的にサポートを受ける体制を構築している。(契約業務・法律相談・会計処理についてなど)	31. 専門家のサポート体制 55. 法律顧問契約書 61. 契約書 62. 監査契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・経理規程等を整備し、定期的に税理士、公認会計士のチェックを受ける体制を整えている。 ・監事を設置している。 ・監事及び会計監査人による監査を受け、報告書を作成している。	35. 監事名簿 63. 監査報告書 64. 独立監査人の監査報告書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金は受けていない。その他助成金(スポーツ振興くじ助成金)は求められるガイドラインを遵守し、適切に処理している。	36. 令和5年度スポーツ振興くじ助成金交付額確定通知書
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	機関紙にて開示している。またより詳細をホームページに公開している。 公開URL: <a href="https://www.groundgolf.or.jp/profile/tabid/108/Default.aspx">https://www.groundgolf.or.jp/profile/tabid/108/Default.aspx</a>	37. グラウンド・ゴルフだより151号 (写)
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	当協会にて選考する場合はないので、「選手選考基準」に類する規程は設けていない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を公開している。 公開URL : <a href="https://www.groundgolf.or.jp/profile/tabid/247/Default.aspx">https://www.groundgolf.or.jp/profile/tabid/247/Default.aspx</a> 利益相反ポリシー等等も公開している。 公開URL : <a href="https://www.groundgolf.or.jp/profile/tabid/250/Default.aspx">https://www.groundgolf.or.jp/profile/tabid/250/Default.aspx</a>	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	理事に対する謝金など、理事会での承認を経て、適切に運用している。 利益相反ポリシーに基づいた規程があり、利益相反を適切に管理している。	38. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 利益相反管理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを作成している。	39. 利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報窓口について、ウェブサイトを通じて周知している。 内部通報制度運用規程により、通報者に関する守秘義務(第6条)、情報管理の徹底(第7条3項)、相談者に対する不利益な取扱いを行うことの禁止(第10条)を定めている。 会議等で通報制度の意義について、情報を共有している。  通報窓口URL : <a href="https://www.groundgolf.or.jp/contact/tabid/163/Default.aspx">https://www.groundgolf.or.jp/contact/tabid/163/Default.aspx</a>	40. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 内部通報制度運用規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報があった際は顧問弁護士、公認会計士等と協議できる体制を整備している。	41. 通報の運用体制
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	倫理規定(第2条、第4条、第5条)および処分規程(第3条)にて、禁止行為、処分内容について定め、その規程を当協会HPで公開し、周知している。 処分は公正かつ適正に行うこと、公表及び不服申立について定めている。 公正かつ適正に行うことを定めているが(処分規程第4条)、処分対象者に対する意見聴取について、明確に定めていないことから、2024年度中に同規定を改定する。 処分に対する不服申し立てについては定めているが(処分規程第7条)、処分結果の通知(第5条2項)に、不服申立手続の可否、その手続の期限等の記載を定めていないことから、2024年度中に同規定を改定する。  公開URL : <a href="https://www.groundgolf.or.jp/profile//tabid/250/Default.aspx">https://www.groundgolf.or.jp/profile//tabid/250/Default.aspx</a>	8. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 定款 11. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 倫理規程 42. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 処分規程 13. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 総務委員会規程 32. 総務委員会委員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査には弁護士を配置し、中立性及び専門性の確保に留意している。	11. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 倫理規程 42. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 処分規程 13. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 総務委員会規程 32. 総務委員会委員名簿
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	自動応諾条項を定めている。 対象事項は限定していない。 申立期間の制限は設けていない。	42. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 処分規程 43. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 スポーツ仲裁に関する規則
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分規程第7条にて、スポーツ仲裁機構に対する申し立てについて定めている。処分対象者への通知についての明確な規定がないことから、2024年度中に同規定を改定する。 また、スポーツ仲裁機構が発行しているガバナンスガイドブックを講習会などで配布し、制度について周知している。	42. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 処分規程 44. 2024年度1級普及指導員養成講習会・2024年度2級普及指導員養成講習会（資料8）
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理マニュアルを策定している。 危機管理マニュアルに、役割、対応の流れを含んでいる。 危機管理体制について、また外部調整員会設置の場合の一連の流れについては、2024年度中に追記する。	45. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	各規程に則って適切に対処することとしている。これまで不祥事は発生していない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	外部調査委員会を設置する必要性のある場合は、弁護士、公認会計士等を中心に構成する予定である。これまで不祥事は発生していない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	本協会は正会員（都道府県代表者）をもって構成しており、定款上組織で構成するものではないが、加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にしている。組織運営や業務執行、コンプライアンス、運営体制等に必要情報は速やかに対応することを方針とし、適切な支援を行っている。	46. 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 加盟団体規程 47. 地方組織との関係図 48. 2024年度定時総会
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	重要事項について、都道府県協会はもとより、理事会、事務局長会議、総会、機関紙等において適切に指導している。また、地方組織を運営する普及指導員を養成する講習会においても情報を提供している。	48. 2024年度定時総会